

第二次

いのち支える下仁田町自殺対策行動計画

健康しもにた 21（第三次）別冊

令和 6 年 3 月
群馬県 下仁田町

目 次

I	いのち支える下仁田町自殺対策行動計画について	1
I-1	趣旨	
I-2	計画の位置付け	
I-3	計画の期間	
I-4	計画の目標	
I-5	これまでの取り組みと評価	
I-6	SDG s との関連	
II	下仁田町における自殺の特徴と関連データ	5
II-1	下仁田町における自殺の特徴	
II-2	対策が優先されるべき対象群の把握	
III	いのち支える自殺対策における取組	15
III-1	施策体系	
III-2	5つの基本施策	
III-3	2つの重点施策	
III-4	生きる支援関連施策	
IV	自殺対策の推進体制等	31
IV-1	自殺対策組織の関係図	
IV-2	推進協議会・連絡会議	
IV-3	自殺対策の担当課	
V	参考資料	35
V-1	自殺対策基本法（平成28年4月改正）	
V-2	自殺総合対策大綱（概要）	

I いのち支える下仁田町自殺対策行動計画について

I いのち支える下仁田町自殺対策行動計画について

I-1 趣旨

我が国の自殺者数は、平成 10 年に急増して以来年間 3 万人を超える高い水準で推移してきましたが、平成 22 年以降は減少傾向が続き、令和元年には 1 万 9,425 人となりました。しかし、令和 2 年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、11 年ぶりに前年度を上回り、特に女性や小中高生の自殺が著しく増加しました。また、令和 4 年には、男性の自殺者数も 13 年ぶりに増加し、小中学生の自殺者数は過去最多となっています。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。

自殺に至るには「個人の問題」のみならず「社会的な要因」があるのです。

そのため、自殺対策は保健分野にとどまらない社会的な取り組みとして、保健、医療、福祉、教育、労働その他と有機的に連携した「生きることの包括的な支援」として実施されなければなりません。

国においては、平成 28 年 4 月に「自殺対策基本法」が改正され、すべての都道府県、市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられたほか、令和 4 年には、国が推進すべき自殺対策の指針である、「自殺総合対策大綱」の見直しが行われ、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」「女性に対する支援の強化」「地域レベルの実践的な取り組みへの支援を強化する」が今後取り組むべき施策として新たに加えられました。

本町においては、基本法の改正を受けて、平成 31 年に「いのち支える下仁田町自殺対策行動計画」を策定し、様々な取り組みを行ってきました。

計画期間の満了にあたり、引き続き総合的な自殺対策を推進し、だれも自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、これまでの自殺対策の進捗状況や、「自殺総合対策大綱」の見直し等を踏まえ、「第二次 いのち支える下仁田町自殺対策行動計画」を策定します。

I いのち支える下仁田町自殺対策行動計画について

「自殺」についての基本的な考え

- ・自殺はその多くが追い込まれた末の死
- ・自殺はその多くが防ぐことのできる社会的な問題
- ・自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い

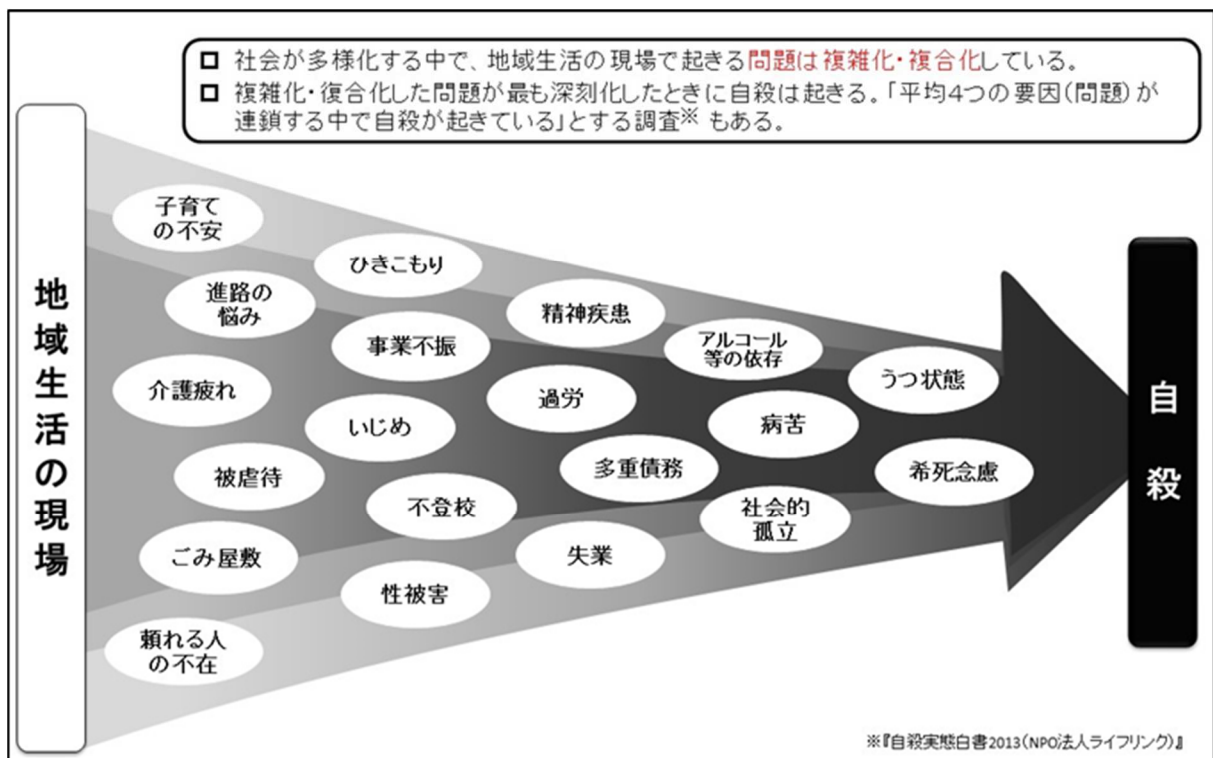
「自殺対策」の基本理念

自殺対策基本法第2条に基づき

- ・誰も自殺に追い込まれることのない下仁田町の実現をめざす
- ・生きることの包括的な支援として実施する

自殺の背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、社会的な取り組みとして、関係機関や住民の皆さんと連携して実現をめざします。

図1：自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）



I いのち支える下仁田町自殺対策行動計画について

I-2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項及び自殺総合対策大綱に基づき、下仁田町の状況に応じた総合的な自殺対策の推進を図るために策定するものです。

また、「健康しもにた21（第3次）」における健康づくりの施策のうち、「休養・こころの健康」に位置づけ、「下仁田町第5次総合計画」との整合性についても随時調整しつつ、計画を推進していきます。

I-3 計画の期間

令和6年度から令和17年度までの12年間とします。ただし、国の動向や社会情勢の変化、及び施策の効果に対する評価を踏まえ、適宜計画の見直しを行います。

I-4 計画の目標

「自殺総合対策大綱」では、令和8年までに自殺死亡률을平成27年と比べて30%以上減少させることとしています。

下仁田町は「人が輝き 暮らしが輝き 未来が輝くまち しもにた」の基本理念に則り、「誰も自殺に追い込まれることのない下仁田町」を目指し、この計画を推進します。

I-5 これまでの取り組みと評価

平成31年度～令和4年度の4年間、【5つの基本施策】と【3つの重点施策】、【生きる支援関連施策】に全庁で取り組んできました。生きる支援関連施策の中には、4年間の途中で終了した事業やコロナ渦で実施できなかった事業もありました。

結果、前回計画策定時の平均自殺死亡률은38.5でしたが、平成30年から令和4年の平均自殺死亡률은22.3となりました。

I-6 SDGsとの関連

自殺対策は、「誰一人取り残さない」をスローガンに、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの達成に向けた政策としての意義も持ち合わせています。



Ⅱ 下仁田町における自殺の現状と関連データ

Ⅱ 下仁田町における自殺の特徴と関連データ

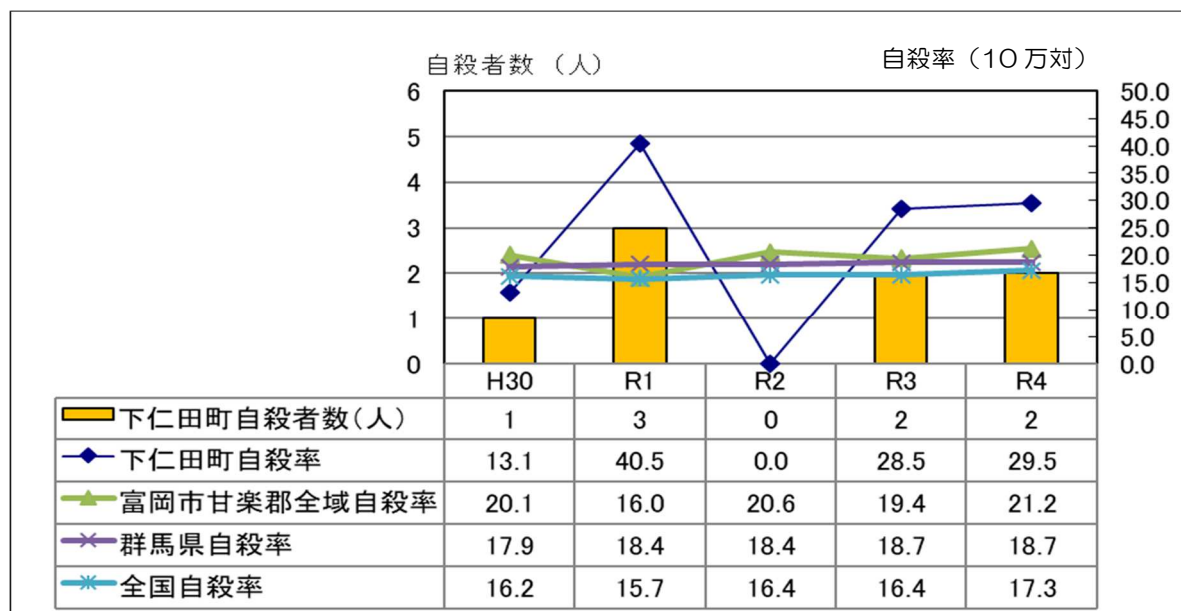
Ⅱ－１ 下仁田町における自殺の特徴

(１) 年間自殺者数および自殺死亡率の年次推移

下仁田町の自殺者数は、年により人数にばらつきがあります。

自殺率（※）も年によってばらつきが大きいですが、5年間の平均でみると、下仁田町の自殺死亡率 22.3 は群馬県 18.4 と全国 16.4 と比べて高いといえます。

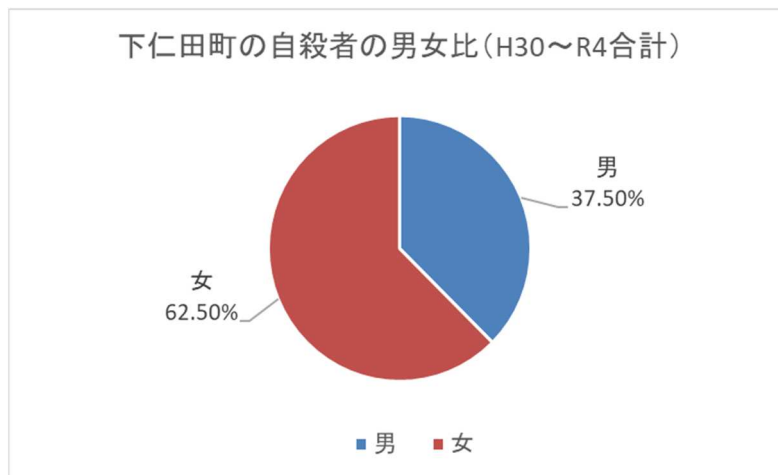
$$\text{※自殺率とは} \dots \frac{\text{自殺者数}}{\text{人口（10月1日現在）}} \times 100,000 \text{ 人}$$



資料) いのち支える自殺対策推進センター地域自殺実態プロフィール 2023 年更新版

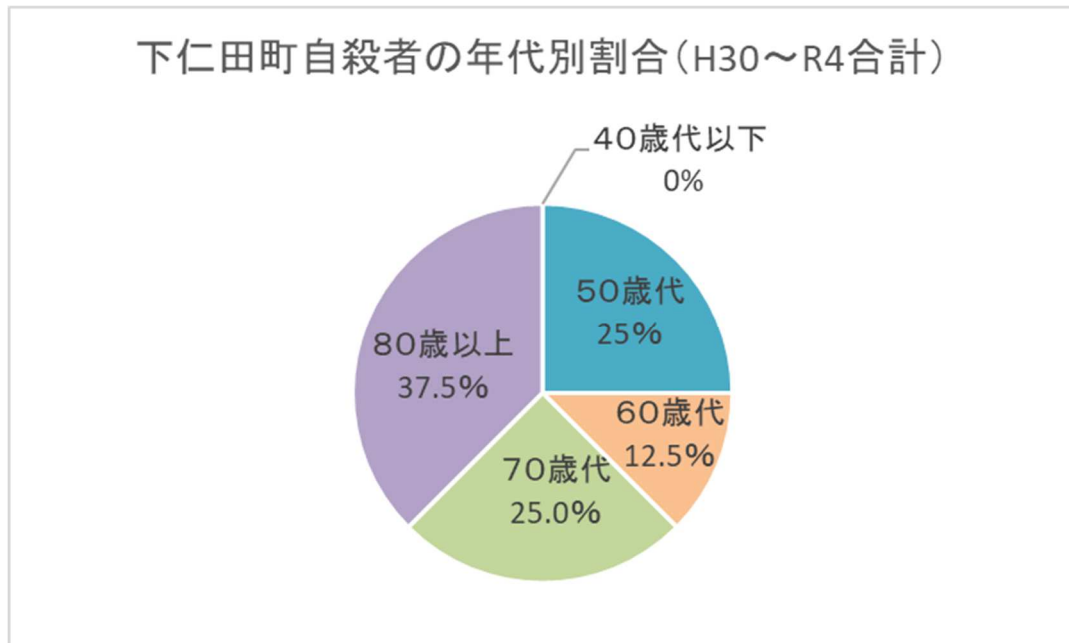
(２) 下仁田町の性・年代別の自殺者割合及び平均自殺死亡率（H30 年～R4 年）

平成 30 年～令和 4 年の 5 年間に自殺で亡くなった人を性・年代別に見ると、男女比では女性が多く、年齢別に見ると 80 歳以上が一番多く、全体的に見ても、60 歳以上の高齢者に多いのが特徴です。下仁田町においては、40 歳代以下の自殺はありませんでした。



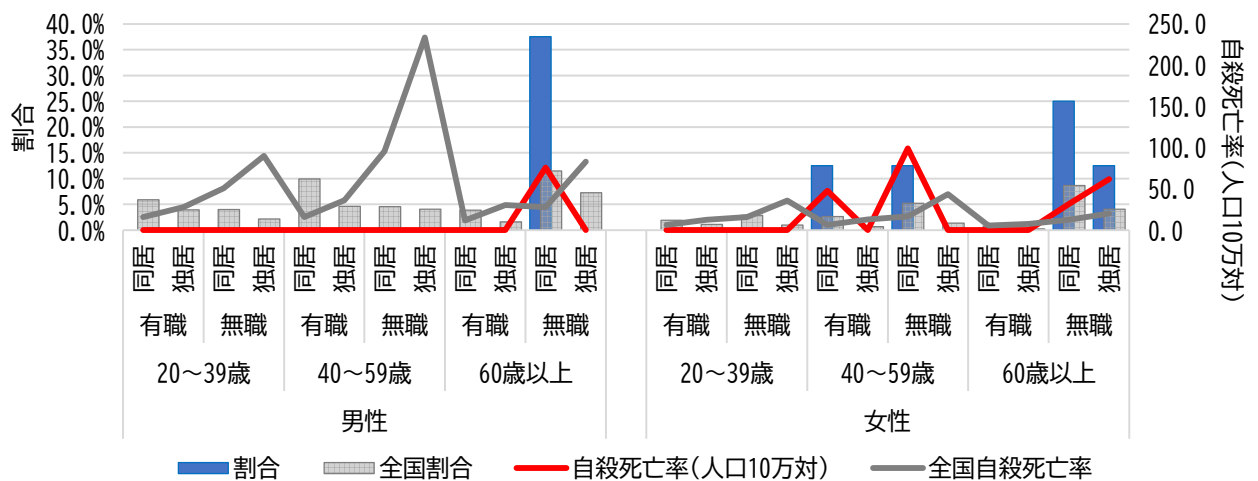
資料) 地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）

Ⅱ 下仁田町における自殺の特徴と関連データ



資料）いのち支える自殺対策推進センター地域自殺実態プロフィール 2023

（３）性・年齢・職業・同居人の有無別に見た自殺率（H30年～R4年合計）



資料）いのち支える自殺対策推進センター地域自殺実態プロフィール 2023

下仁田町の自殺者の5年間の累計について、男女とも60歳以上の割合が高くなっています。全国と比較して特に高いのは、男女共に「60歳以上・無職・同居人あり」の区分となっています。

過去5年の自殺者のうち、87.5%は同居の家族がいることから、同居の家族がいても、自殺をする人が多いことが伺えます。また、自殺者の87.5%は無職者でした。

Ⅱ 下仁田町における自殺の特徴と関連データ

Ⅱ－２ 対策が優先されるべき対象群の把握

平成 30 年～令和 4 年の 5 年間における自殺の実態について、いのち支える自殺対策推進センターが市町村に提供している「地域自殺実態プロファイル」により、自殺で亡くなる人の割合が多い属性（「性別」×「年齢」×「職業の有無」×「同居人の有無」）の上位 5 区分が示されています。この属性情報などから、下仁田町の自殺対策における重点対象者として、「高齢者」「生活困窮」「無職者・失業者」が挙げられています。これらの対象者については、自殺対策に係る支援策を重点的に展開していくことが求められます。

自殺者の特性上位 5 区分※1	自殺者数 (5 年計)	割合	自殺死亡率※2 (人口 10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路※3
1 位:男性 60 歳以上 無職同居	3	37.5%	75.8	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ） ＋身体疾患→自殺
2 位:女性 60 歳以上 無職同居	2	25.0%	31.4	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3 位:女性 40～59 歳 無職同居	1	12.5%	99.0	近隣関係の悩み＋家族間の不和→うつ病→ 自殺
4 位:女性 60 歳以上 無職独居	1	12.5%	61.9	死別・離別＋身体疾患→病苦→うつ状態→ 自殺
5 位:女性 40～59 歳 有職同居	1	12.5%	47.5	職場の人間関係＋家族間の不和→うつ状態→ 自殺

資料）いのち支える自殺対策推進センター地域自殺実態プロファイル 2023

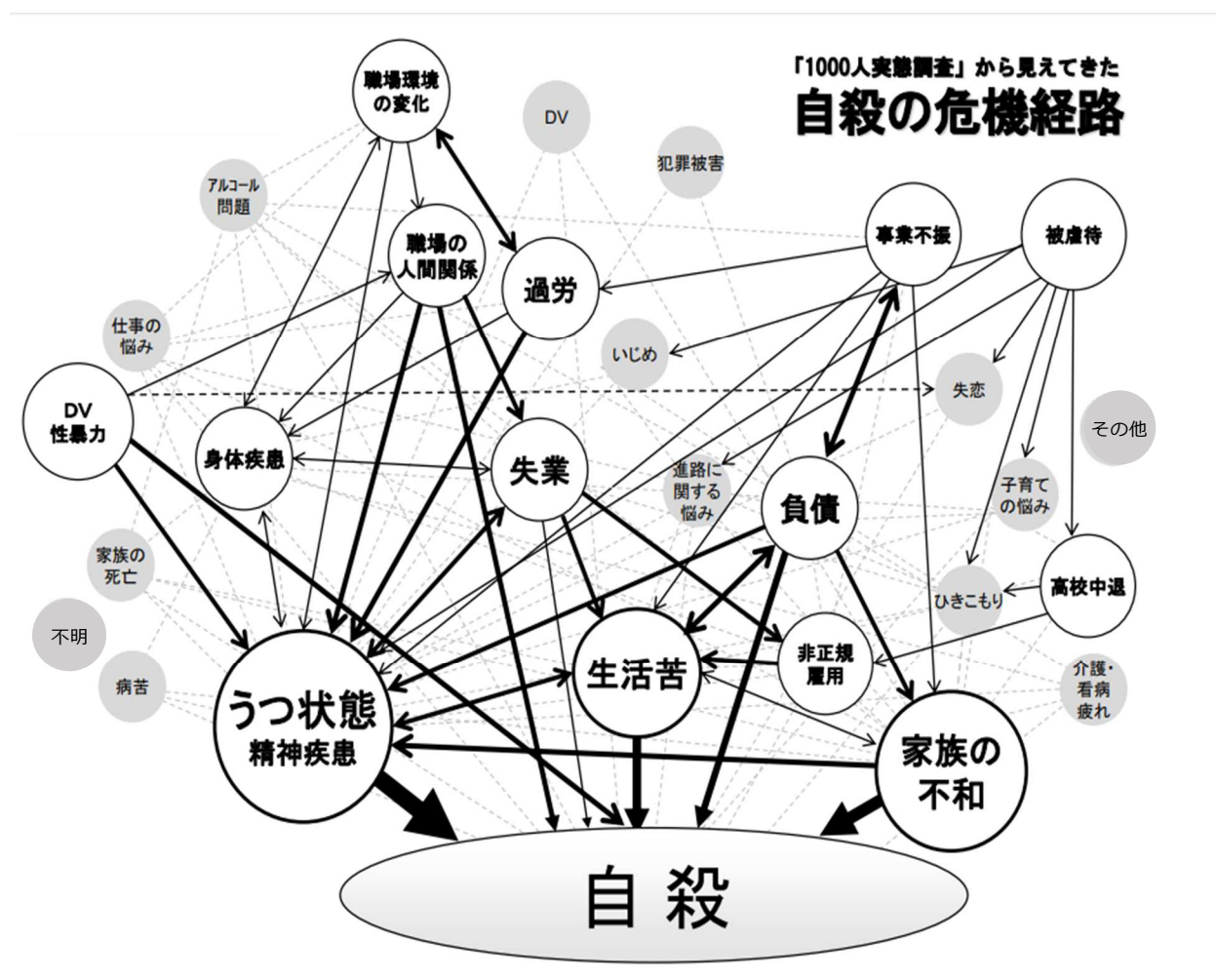
※1 順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順としました。

※2 自殺死亡率の算出に用いた人口は、総務省「令和 2 年国勢調査」就業状態等基本集計を基にいのち支える自殺対策推進センターにて推計したものです。

※3 「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書 2013」を参考に推定したもので、自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例です。

Ⅱ 下仁田町における自殺の特徴と関連データ

下記は、NPO 法人自殺対策支援センターライフリンクが行った自殺の実態調査から見てきた「自殺の危機経路（自殺に至るプロセス）」です。



（資料：NPO 法人ライフリンク）

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、様々な要因が複合的に連鎖することにより引き起こされます。

丸の大きさは要因の発生頻度を表しています。丸が大きいほど、その要因が抱えられていた頻度が高いということです。また、矢印の太さは、要因と要因の連鎖の因果関係の強さを表しています。

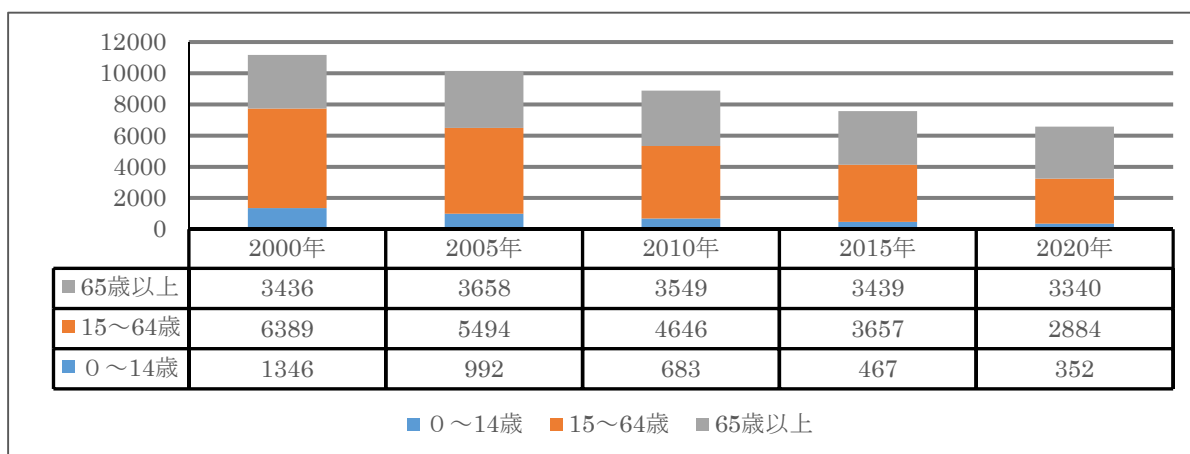
Ⅱ 下仁田町における自殺の特徴と関連データ

(1) 高齢者関連資料

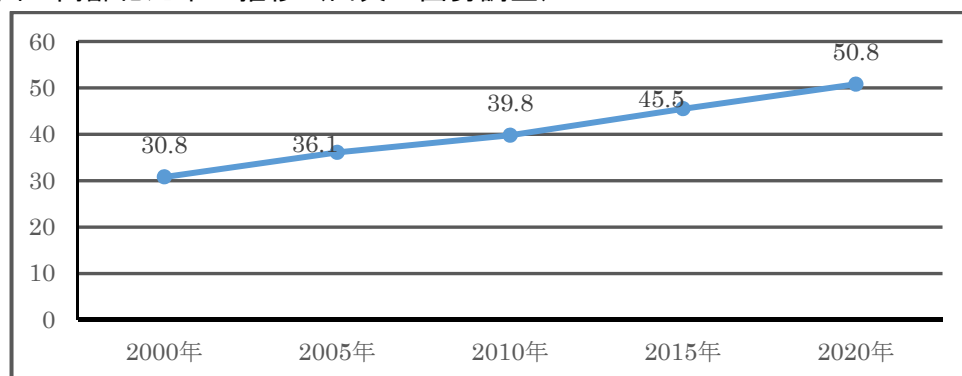
① 総人口と高齢化率の推移

平成 12 年（2000 年）から令和 2 年（2020 年）までの 20 年間で総人口は約 4,600 人減少し、高齢化率は 20%上昇しています。人口の 2 分の 1 が高齢者となります。

図：総人口及び年代別人口の推移（出典：国勢調査）



図：高齢化比率の推移（出典：国勢調査）



② 世帯の状況

平成 12 年（2000 年）から令和 2 年（2020 年）までの間に、高齢者単身世帯割合は約 1.8 倍増加、高齢者夫婦世帯割合も約 1.4 倍増加しています。

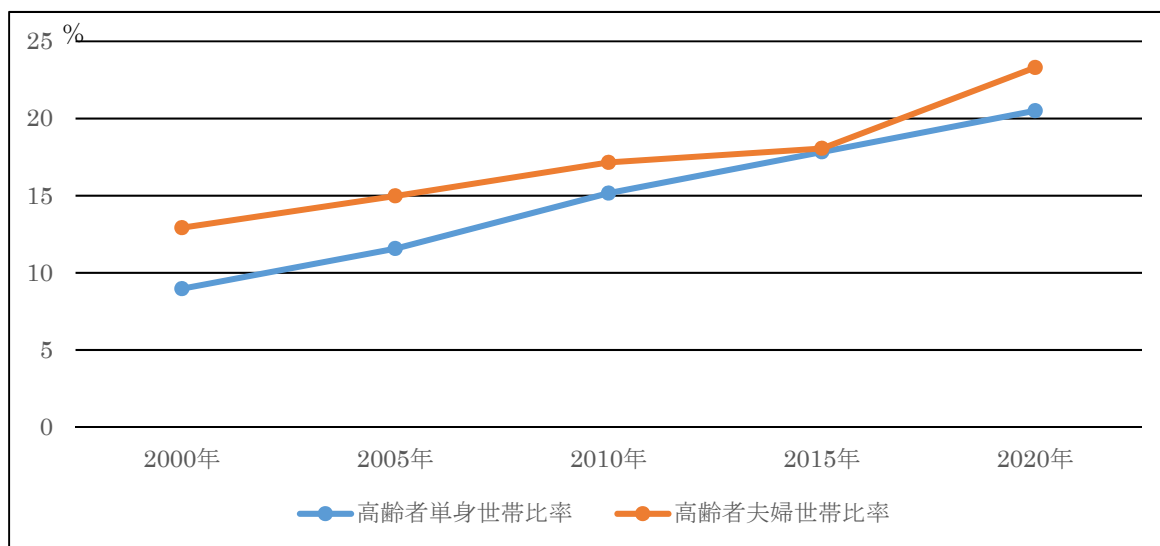
■ 世帯の状況

		2000 年 (平成 12 年)	2005 年 (平成 17 年)	2010 年 (平成 22 年)	2015 年 (平成 27 年)	2020 年 (令和 2 年)
総世帯数	A	3,590	3,484	3,312	3,034	2,808
高齢者単身世帯	B	322	403	502	541	576
	比率 B / A	8.97	11.57	15.16	17.83	20.5
高齢者夫婦世帯	C	464	522	568	548	653
	比率 C / A	12.92	14.98	17.15	18.06	23.3

(出典：国勢調査)

Ⅱ 下仁田町における自殺の特徴と関連データ

図：高齢者世帯比率の推移



③ 高齢者を取り巻く状況やニーズ調査から見た現状等

【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】

2023 年（令和 5 年）3 月現在、下仁田町に居住する 65 歳以上の一般高齢者及び要支援認定者 1,000 人を対象としました。

- ◇ 閉じこもり傾向のリスク判定では、「要注意」が 17.3%、「該当」が 12.1% でした。性別では、「要注意」、「該当」ともに男性より女性が多く、年齢が上がるにつれ「要注意」の割合が高くなり、80 歳以上 84 歳以下で 23.6%、85 歳以上で 37.3%でした。
- ◇ 地域活動への参加状況は、「高頻度参加」が 17.1%、「低頻度参加」が 27.3%、「不参加」が 35.2%でした。
- ◇ 「幸福度」は地域活動への参加が高い人ほど幸福度特点が高く、不参加の人では得点が低くなる傾向にありました。
- ◇ 「生きがい」の有無は、地域活動への参加が高いほど「生きがいあり」の割合が高く、地域活動「不参加」の人の 45.2%は「思いつかない」としていました。
- ◇ うつ傾向の判定では、35.9%の人が「該当」となりました。

Ⅱ 下仁田町における自殺の特徴と関連データ

(2) 無職者・失業者等の生活困窮者関連資料

①生活保護相談件数（町役場福祉担当受付分）

●平成 30～令和 4 年度 合計 56 件

年金だけでは生活費が不足する高齢者や、失業・健康問題で働けず収入がない壮年者の相談が多くみられます。また最近では、引きこもり者の両親が亡くなり本人が生活保護となるケースも増えてきました。

②生活保護受給状況

●被保護世帯数・人員（富岡保健福祉事務所 市町村別・被保護世帯数・被保護人員・保護率（月平均）

区 分	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
世帯数	31	30	34	39	43
人 員	35	34	37	43	48
保護率	0.46	0.46	0.52	0.62	0.72

被保護世帯数、全人口に占める保護率、共に令和 2 年から年々増加しています。

③就学援助

●要保護及び準要保護児童生徒就学援助数（ひとり親・低所得世帯等への援助）

【小学校】

年 度	人数（人）
平成 30 年	6
平成 31 年	10
令和 2 年	10
令和 3 年	9
令和 4 年	9

【中学校】

年 度	人数（人）
平成 30 年	11
平成 31 年	9
令和 2 年	4
令和 3 年	3
令和 4 年	1

人数は減少傾向にあります。

④生活困窮者自立相談支援事業（西毛ブロック相談窓口 下仁田町分）

- ・平成 30 年度 新規相談件数 14 件
- ・平成 31 年度 新規相談件数 20 件
- ・令和 2 年度 新規相談件数 19 件
- ・令和 3 年度 新規相談件数 15 件
- ・令和 4 年度 新規相談件数 9 件

過去 5 年間で大幅な増減は見られませんが、相談内容は病気や健康・障害のこと、収入・生活費のことは以前から多く、コロナの時期以降は仕事探し・就職についての相談が多くみられました。年代としては今まで 50・60 歳代が多かったのですが、ここ最近では引きこもりの方がいる家族が相談に来るケースが増え、30・40 歳代と広がりが出てきています。

Ⅱ 下仁田町における自殺の特徴と関連データ

(3) アンケート調査

・「健康と食のアンケート」

「健康しもにた 21(第2次)」最終評価のために実施しました。2023 年(令和5年)10月現在、下仁田町に居住する20歳から74歳までの方から無作為抽出で791名を対象としました。

- ◇ 悩みやストレスを感じた時に、助けを求めたり、誰かに相談したいと思う人は、「そう思う」「ややそう思う」が43%、「そう思わない」が42%でした。
また、「そう思う」「ややそう思う」と答えた人で、相談相手として多かったのは、「家族」、次いで「友人」でした。
- ◇ 【ゲートキーパー】という言葉を知っていると答えた割合は「言葉も内容も知っている」が22%、「言葉は知っているが、内容は知らない」が12%でした。
- ◇ こころの健康や自殺対策に関する講演会・講習会に参加したことがある人の割合は9%でした。

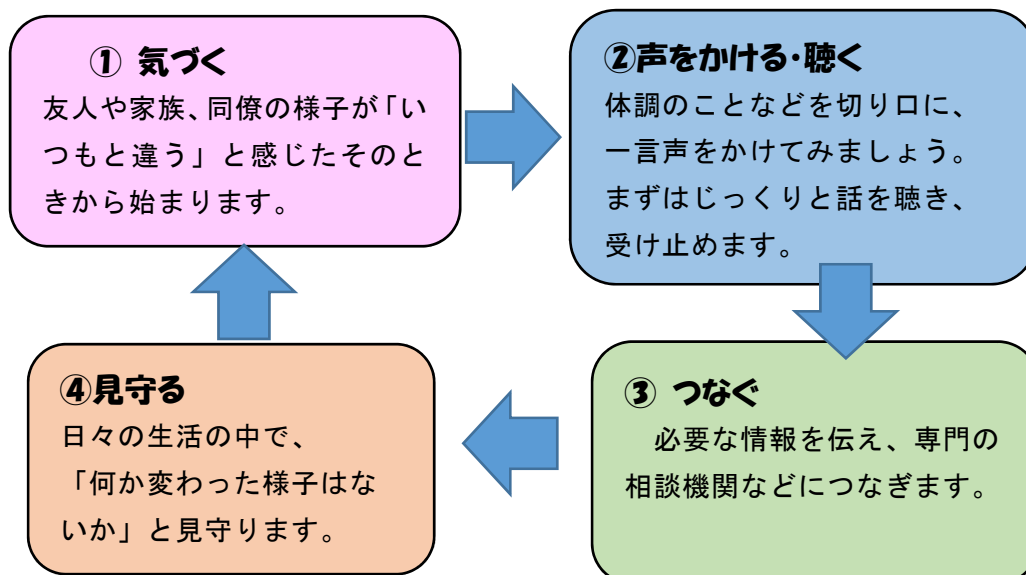
注釈：

【ゲートキーパーとは】

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことをいいます。

ゲートキーパーによる気づきは、悩みを抱えた人を、多くの人のネットワークで支えるための入り口となり、かけがえのない命を守る手助けになります。専門的な資格はいりません。相手を思いやり、声をかけることがゲートキーパーの第一歩です。

【ゲートキーパーの役割】



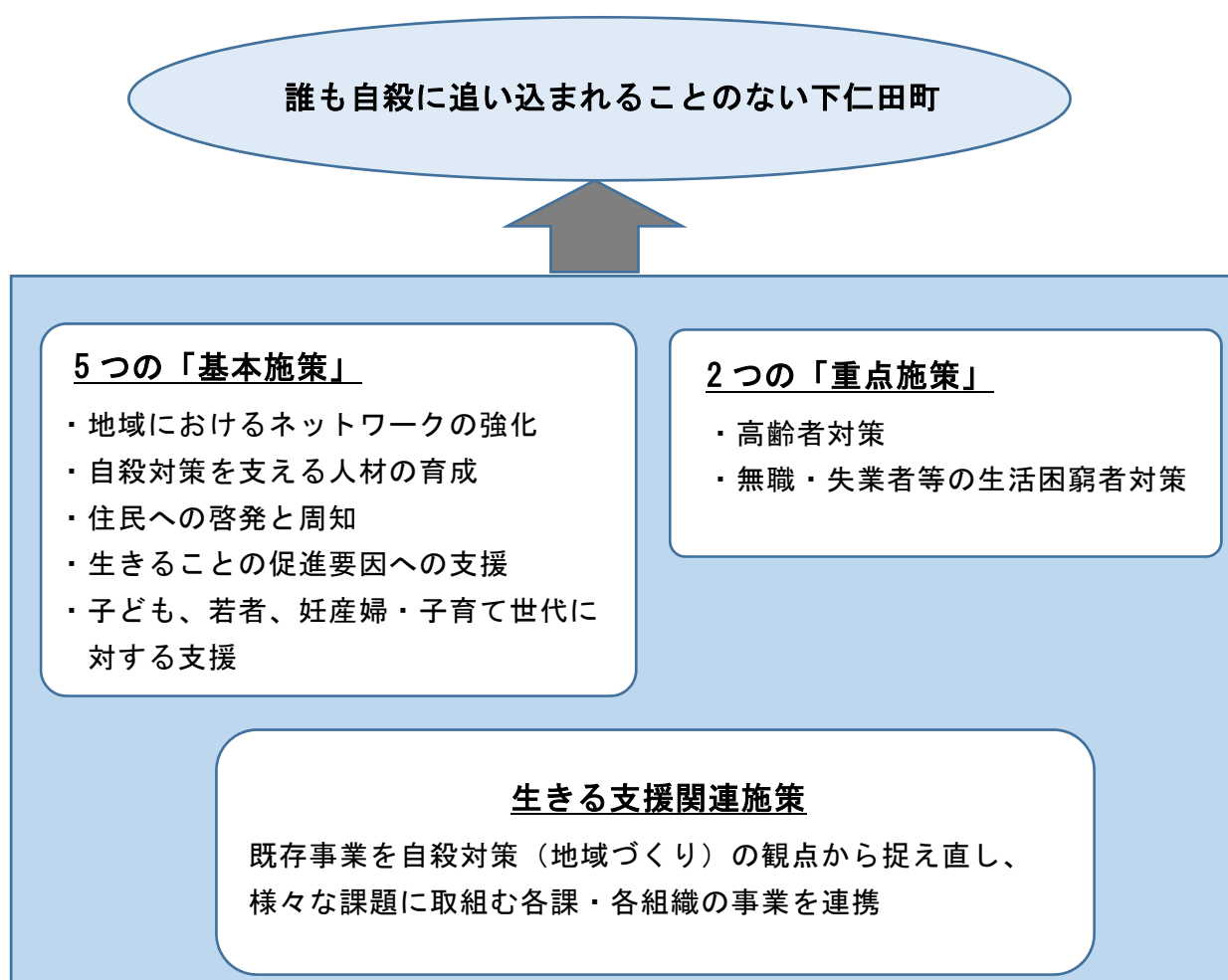
Ⅲ いのち支える自殺対策における取組

Ⅲ いのち支える自殺対策における取組

Ⅲ－１ 施策体系

国が定める「地域自殺対策施策パッケージ」において、全ての自治体で取り組むことが望ましいとされた「基本施策」と、地域の自殺の実態を詳細に分析した地域自殺実態プロフィールにより示された「重点施策」を組み合わせ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進していきます。

また、「生きる支援関連施策」は庁内の多様な既存事業を「生きることを支える取組」と位置付け、より包括的・全庁的に自殺対策を推進していきます。



Ⅲ いのち支える自殺対策における取組

Ⅲ-2 5つの基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

高齢・過疎が進み一世帯あたりの人数も減少していく傾向の中、より地域の結びつきが重要になっています。下仁田町では町に住む方のつながりを大切にするべく、住民の方と協力して以下の事業を行います。



【事業名】 事業内容	担当課	実施時期
【健康づくり推進協議会】 関係各種団体の代表が集まり、町の自殺対策を含む保健事業の協議を行います。	保健課 保健予防係	年1～2回
【保健推進員会議】 保健推進員会議で健康に関する学習をする機会を設けます。	保健課 保健予防係	年4回×4か所
【地区組織活動支援】 健康学習団体の活動を支援し、健康づくり・仲間づくりの輪を広げます。	保健課 保健予防係	通年
【区長会議】 地域の課題について、早期支援につなげられるよう関係機関の連携体制の強化を図ります。	総務課 行政係	2回/年
【地域ケア会議】 地域の高齢者が抱える問題だけではなく、自殺対策の視点も加えて個別支援の充実を図り、多職種での連携体制や社会基盤の整備に取り組みます。	福祉課 包括支援係	随時
【民生・児童委員】 民生・児童委員が地域の課題に対応できるように学習する機会を設けます。	福祉課 福祉係	1回/月
【障害者相談支援センター】 障害者等の福祉に関する様々な問題について相談に応じるとともに、関係機関との相互協力により福祉の増進に努めます。	福祉課 福祉係	随時

Ⅲ いのち支える自殺対策における取組

【事業名】 事業内容	担当課	実施時期
【要保護児童対策地域協議会】 虐待が疑われる児童生徒や、支援対象家族で自殺リスクが高いと思われる保護者等について、早期支援につなげられるよう関係機関の連絡体制の強化を図ります。	福祉課 福祉係	随時
【自立支援協議会】 障害者等の医療・保健・福祉・教育・就労等に関係する機関とのネットワークの構築に努めます。	福祉課 福祉係	随時
【いじめ問題等対策連絡協議会】 いじめが疑われる児童生徒について、早期支援につなげられるよう関係機関の連絡体制の強化を図ります。	教育課 学校教育係	随時

●評価指標

評価項目	実績		目標値
	平成 29 年度	令和 4 年度	令和 17 年度
各種協議会・会議開催回数	各 1 回以上/年	各 1 回以上/年	各 1 回以上/年

(2) 自殺対策を支える人材の育成

住民の方を支える町職員をゲートキーパーとして養成します。

また、地域の方に広くゲートキーパーになってもらうため、情報提供、ミニ講座などを行い職域連携を進めてゲートキーパーを養成します。



【事業名】 事業内容	担当課	実施時期
【ゲートキーパー養成講座】 悩みを抱えた人の変化に気づき、本人の気持ちに耳を傾け、早めの専門機関への相談を促し、寄り添いながら見守っていく役割を担っていけるような人材を地域に増やすため、ゲートキーパー養成講座を開催します。	保健課 保健予防係	年 1 回以上

Ⅲ いのち支える自殺対策における取組

【事業名】 事業内容	担当課	実施時期
【地域ケア会議】（再掲） 地域の高齢者が抱える問題だけでなく、自殺対策の視点も加えて個別支援の充実を図り、多職種での連携体制や社会基盤の整備に取り組めます。	福祉課 包括支援係	随時
【介護予防サポーター養成講座】 介護予防教室で指導できる人材を養成し、共に支え合う地域づくりに取り組めます。	福祉課 包括支援係	年 1 回
【認知症サポーター養成講座】【オレンジサポーター人材育成】 認知症についての正しい知識を持つ人材を養成し、共に支え合う地域づくりに取り組めます。	福祉課 包括支援係	随時

●評価指標

評価項目	実績		目標値
	平成 29 年度	令和 4 年度	令和 17 年度
ゲートキーパー養成講座開催回数	1 回/年	1 回/年	1 回以上/年

Ⅲ いのち支える自殺対策における取組

(3) 住民への啓発と周知

自殺や精神疾患、性的少数者（LGBTQ）等に関する正しい知識を普及し、市民の偏見や差別を解消するため、広報やホームページ、チラシでの周知の他、健康教育でも自殺予防の啓発をすすめます。また、困ったときに周囲に助けを求めたり、相談窓口や医療機関にかかりやすくするために、相談先の周知の啓発を進めていきます。



【事業名】 事業内容	担当課	実施時期
【チラシによる相談窓口の周知】 庁内窓口や社会福祉協議会、町内協力施設にチラシを設置し、悩んだ時の、相談窓口の周知を図ります。	保健課 保健予防係	随時
【小中学生への周知と啓発】 自殺予防週間に合わせて、メンタルヘルス関連やLGBTQについてのリーフレットを小中学生へ学校を通して配布を行います。	保健課 保健予防係	9月
【図書室でのテーマ展示】 自殺予防週間（9月）、自殺対策強化月間（3月）にあわせた、こころの健康に関する書籍紹介や展示等を行います。	教育課 公民館係	9月・3月
【二十歳を祝う会での啓発】 相談窓口の一覧やメンタルヘルスについて、LGBTQについてリーフレットを配布します。	保健課 教育課	1月
【広報誌・ホームページを通じたの広報活動】 自殺予防週間（9月）、自殺対策強化月間（3月）に合わせてこころの健康に関する啓発活動を行います。また、通年で相談窓口の周知を図ります。	保健課 保健予防係	9月・3月

●評価指標

評価項目	実績		目標値
	平成29年度	令和4年度	令和17年度
広報誌への掲載回数・ホームページの更新回数	年2回・1回	年1回・1回	年2回以上・1回以上
悩みやストレスを感じた時に、助けを求めたり誰かに相談したいと思う人の割合	32.5%	43%	70%
こころの相談機関を知っている人の割合	—	—	70%
ゲートキーパーについて聞いたことがある人の割合	—	22%	70%

Ⅲ いのち支える自殺対策における取組

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は個人においても社会においても、「生きることの阻害要因を減らす」取組みに加えて「生きることへの促進要因を増やす」取組みを行うこととされています。

居場所づくりや仲間づくりを推進していきます。

※高齢者を対象とした事業は、重点施策「高齢者」に記載します。



【事業名】 事業内容	担当課	実施時期
【親子サロンの管理運営】「かるがも広場」 乳幼児期の親子が気軽に利用し、交流を図る場を提供します。また、子育てに係る各種情報提供を行います。	保健課 保健予防係	月～土 (祝日を除く)
【地区組織活動支援】(再掲) 健康学習団体の活動を支援し、健康づくり・仲間づくりの輪を広げます。	保健課 保健予防係	随時
【下仁田町文化協会】 加入している芸術文化団体等が相互に交流を深め、地域での仲間づくりを促進します。	教育課 公民館係	随時
【図書室の管理事業】 町民が利用しやすい居場所としての環境整備に努めます。	教育課 公民館係	随時
【こころの相談】 精神科医師による個別相談の機会を設け、悩みの解消に向けた支援を行います。	保健課 保健予防係	1回/2か月
【自殺未遂者支援のための連携強化】 自殺未遂者を地域でも支援できるよう、医療機関・警察・消防と行政機関の連携強化について、富岡甘楽地域自殺対策連絡協議会(県主催)で検討を進めます。	保健課 保健予防係	1回/年
【自死遺族支援事業の紹介】 県こころの健康センターが行っている自死遺族支援事業について広報等で周知します。	保健課 保健予防係	2回/年

●評価指標

評価項目	実績		目標値
	平成29年度	令和4年度	令和17年度
親子サロンの解放	週6日	週6日	現状維持
ストレス解消法がある人の割合	—	91.4%	90%以上

Ⅲ いのち支える自殺対策における取組

(5) 子ども、若者、妊産婦・子育て世代に対する支援

「生きることの包括的な支援」として、「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ための教育を推進します。

また妊産婦・子育て世代における産後うつや虐待予防を強化します。



【事業名】 事業内容	担当課	実施時期
【SOSの出し方教育】 児童生徒が、生活上の困難・ストレスに直面した時の対処方法や、SOSの出し方を学ぶための教育を推進します。	保健課 保健予防係	小学 5 年生へ 1 回/年実施
【こころの相談員配置】 各学校に元教職員等の「こころの相談員」を配置し、不登校・不適応傾向のこどもたちへの支援を行います。	教育課 学校教育係	2 回/週
【スクールカウンセラーの配置】 各学校へ定期的に専門職であるカウンセラーを派遣し、子どもたちや保護者の支援をおこないます。	教育課 学校教育係	12 回/年
【いじめ問題等対策連絡協議会】（再掲） 【要保護児童対策地域協議会】（再掲） ハイリスク児童生徒の早期発見と適切な支援につなげられるよう関係機関の連絡体制の強化を図ります。	教育課 学校教育係 福祉課 福祉係	随時
【いのちの授業】 小学 5 年生を対象に助産師が生命の誕生の過程を講義。自分がどのようにして生まれ、周りの人に支えられてきたかを知ること、自分の命の大切さを考える機会とします。	保健課 保健予防係	小学 5 年生へ 1 回/年実施
【産後ケア事業】 産後の体調や育児に不安がある者を対象に、助産師等の専門職が母親への身体面及び心理面のケアや育児指導等を行う。	保健課 保健予防係	随時
【パパママ相談事業】 産後うつ予防のため、乳児をもつ母親・父親に対し、心理士による個別面談を実施する。	保健課 保健予防係	乳児健診時 6 回/年
【健康ダイヤル 24】 健康・医療・介護・育児などの電話相談を 24 時間、365 日医師や看護師等が対応します。	保健課 保健予防係	24 時間 年中無休

●評価指標

評価項目	実績		目標値
	平成 29 年度	令和 4 年度	令和 17 年度
SOSの出し方教育開催回数	—	小学校 1 回	小学校 1 回

Ⅲ いのち支える自殺対策における取組

Ⅲ-3 2つの重点施策

(1) 高齢者対策

下仁田町の平成30年から令和4年の5年間の自殺の特徴を年代別に見ると、自殺者数で最も多いのは80歳以上で、全体的に見ても60歳以上の高齢者に多いのが特徴です。

高齢者の自殺の原因としては、病気やそれによる心の不調、介護による疲れ、孤独感など様々な要因が考えられます。町では、高齢者やその家族が抱える諸問題に対応する相談事業のほか、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、健康づくり、生きがいづくり、社会参加の強化といった、生きることの包括的支援としての施策の推進を図ります。



【事業名】 事業内容	担当課	実施時期
【タクシー券交付】 交通の便の悪い地域に住む高齢者等に対し、フレイル予防・社会参加の促進を図るためタクシー券を交付します。	福祉課 包括支援係	随時
【在宅配食サービス】 65歳以上の2人世帯、1人世帯へ、栄養バランスの取れた食事を提供し、訪問時に声掛けし、高齢者の見守りを行います。	福祉課 包括支援係 (社協委託)	1回/週
【地域ケア会議】（再掲） 地域の高齢者が抱える問題だけではなく、自殺対策の視点も加えて個別支援の充実を図り、多職種での連携体制や社会基盤の整備に取り組みます。	福祉課 包括支援係	随時
【在宅医療・介護連携推進事業】 地域の医療・介護・福祉関係者で「在宅医療・介護連携」の推進を図ります。また、自殺対策の視点を視野に入れ、ハイリスク者の早期発見と対応を推進します。	福祉課 包括支援係	随時
【認知症初期集中支援事業】 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症初期集中支援チームが認知症の方やその家族に早期に対応し、早期受診・適切なサービスにつながるよう支援することで、本人や家族の心身の負担軽減を図ります。	福祉課 包括支援係 (西毛病院委託)	随時

Ⅲ いのち支える自殺対策における取組

【事業名】 事業内容	担当課	実施時期
【一般介護予防事業】 (「 ^{よら} 楽ねーかい」「 ^{ちよきん} 貯筋のつどい」) 身体機能の維持・向上を図るだけでなく、住民同士の交流を図り、閉じこもり予防と、安心して過ごせる居場所を目指します。	福祉課 包括支援係	各月2回 (貯筋は 1月・8月なし)
【介護者のつどい（ホットカフェ）】 介護者の日頃の悩みの解消や、情報交換、気分転換を図り、安心して過ごせる居場所を目指します。	福祉課 包括支援係	1～2/年
【認知症予防事業】 （「コグニサイズ」） 認知機能の維持・向上を図るだけでなく、住民同士の交流を図り、安心して過ごせる居場所を目指します。	福祉課 包括支援係	2回/月
【認知症カフェ】 認知症の家族がいる方や介護者、支援者などが、情報交換や気分転換ができる気軽に集まれる場を提供します。	福祉課 包括支援係	2回/年
【高齢者ひとり暮らし等施策】 「民生児童委員による訪問・声かけ」「緊急通報装置設置事業」「保養事業」 ひとり暮らし高齢者が、安心して過ごせるよう支援します。	福祉課 包括支援係 福祉係	随時
【介護保険の利用に関すること】 相談を受ける中で、高齢者の異変に気づき、必要な場合は関係機関へつなぐ等の役割を担います。	福祉課 介護保険係	随時

●評価指標

評価項目	実績		目標値
	平成29年度	令和4年度	令和17年度
高齢者の集いの場	22会場	7会場	10会場

コロナ禍で12会場実施していた「いきいき健康教室」が終了となり、さらに「いこい処」の運動教室もなくなってしまったため、会場は半分以下に減ってしまいました。今後は感染対策を取りながら、今ある事業の拡大を目指します。

Ⅲ いのち支える自殺対策における取組

(2) 無職・失業者等の生活困窮者対策

生活困窮者は様々な問題を複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて社会から孤立しやすいという傾向にあります。

生活困窮の状況にある方、生活困窮に至る可能性のある方が自殺に至らないように、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動させて効果的な対策を進めていきます。



【事業名】 事業内容	担当課	実施時期
【生活保護相談】（再掲） 生活に困窮する家庭からの相談について、社会福祉協議会、保健福祉事務所と連携し、相談者ごとの困りごとに合わせた支援をしていきます。	福祉課 福祉係	随時
【生活困窮者自立相談支援】 下仁田町社会福祉協議会と連携し、生活保護に至る前の生活困窮者に対し、相談支援、就労支援、家計支援の他、相談者ごとの困りごとに合わせた支援をしていきます。	福祉課 福祉係	随時
【重複多受診者に関すること】 生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況にある場合は、適切な機関につなぐ役割を担います。	福祉課 国保係	随時
【納税相談】・【水道料金納入相談】 【町営住宅使用料納入相談】 各種支払いの際、生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況にある住民がいた場合、必要に応じて、適切な支援先につなぐ役割を担います。	住民税務課 建設水道課	随時
【無料法律相談】（再掲） 生活上のトラブルを抱えた町民に対し、弁護士会の協力を得て無料相談の機会を提供します。	総務課 行政係	1回/年

●評価指標

評価項目	実績		目標値
	平成 29 年度	令和 4 年度	令和 17 年度
連携できている（ケースがあれば連携できる関係性にある）と回答した関係者の割合	—	100%	100%

Ⅲ いのち支える自殺対策における取組

Ⅲ-4 生きる支援関連施策

自殺対策は、「生きることの包括的な支援」であることから、既存事業を最大限に活かし、自殺対策の観点を加えて実施していくことが必要です。そのため、基本施策、重点施策に加えて、幅広い分野における関係者の連携や相談体制の充実など、自殺対策のなり得る事業を「生きる支援施策」として実施します。

- ① 庁内の関連事業を把握するため、各課に聞き取りをして事業・業務をリスト化しました。
 - ② 事業リストの中から「生きる支援」に関連する、または関連し得る事業を分類しました。
 - ③ ②のリストに「自殺対策の視点からの事業の捉え方」を加え、各課が了承した全 88 事業を掲載しました。
- ◆ 各課の事業で町民と関わる際、もし悩んでいる人に【気づく】場合には、よく話を【聴き】、問題解決にあたる必要がある場合においては関係部署に【つなぐ】役割を担っていくことが望まれます。
- ◆ このリストの他にも数多くの業務がありますが、あらゆる機会を捉え、町民に対する啓発と周知を行っていくよう努めるものとします。

【基本施策】

1. 地域におけるネットワークの強化
2. 自殺対策を支える人材育成
3. 住民への啓発と周知
4. 生きることの促進要因への支援
5. 子ども、若者、妊産婦・子育て世代に対する支援

【重点施策】

1. 高齢者対策
2. 無職・失業者等の生活困窮者対策

生きる支援関連施策事業一覧

番号	担当課	担当係	事業名 (新規事業には事業名の頭に○をつけてください)	実施時期	自殺対策の視点を加えた事業案	1	2	3	4	5	6	7
						ネット強化	人材育成	啓発と周知	（居場所・仲間） 生きる支援 世代対策	子ども、若者、 妊産婦・子育て、 高齢者	高齢者	無職・失業者等 生活困窮者
1	総務課	行政係	無料法律相談	1回/年	▼弁護士に相談する人の中には深刻で複雑な悩みを抱えた自殺リスクの高い人がいると考えられる。	●			●	●	●	●
2			行政相談	1回/月	▼相談員に自殺対策の視点について理解してもらい、相談者が問題を抱えている場合には適切な窓口へつなぐ等、相談対応の強化につながり得る。		●		●	●	●	●
3		秘書係	広報誌による情報発信	1回/月	▼住民が地域の情報を知る上で最も身近な情報媒体であり、自殺対策の啓発として、相談会や講座、居場所づくり活動等の各種事業・支援策等に関する情報を直接住民に提供する機会になり得る。			●				
4		人事給与係	人事に関する事務	随時	▼住民からの相談に応じる職員の心理面の健康の維持増進を図ることで、「支援者への支援」となる可能性がある。		●					
5			職員の研修に関する事務	随時	▼メンタルヘルスに関する研修を導入することで、全庁的にメンタルヘルス対策を推進するためのベースとなり得る。	●	●	●				
6			職員のストレスチェック	1回/年	▼職員自身のストレスへの気づきを促し、メンタルヘルス不調を未然に防ぐ。		●					
7			課長会議に関する事務	1回/月	▼自殺対策について言及することができれば、総合的・全庁的に対策を進めやすくなる。	●		●				
8	企画課	地域創生係	奨学金に関する事務	随時	▼貸付の前で、保護者と対面でやりとりする機会があれば、自殺リスクを早期に発見し、他機関と連携して支援を行っていく上での契機になり得る。 ▼返済が滞っている世帯は何らかの問題を複合的に抱えていることが少なくなく、自殺のリスクを抱えている可能性もある。 ▼そうした可能性を想定し、リスクを抱えた世帯を支援へとつなぐ接点として当該事業を活用できる可能性がある。					●		●
9	住民税務課	住民係	年金相談	随時	▼相談者は、転職（失業）、退職等の生活環境の変化によるストレスを抱えている場合が考えられる。相談者が問題を抱えている場合には適切な窓口へつなぐ等、相談対応の強化につながり得る。	●				●	●	●
10		徴収係	納税相談	随時	▼経済的困難を抱えている家庭の場合、家庭内に様々な問題を抱えている可能性がある。 ▼問題を抱えて生活難に陥っている家庭に対し、他機関へつなぐ等の対応や相談先の情報提供ができる。	●		●				●
11	福祉課	国保係	重複多剤服薬・頻回受診者等指導事業	8～10月	▼重複多剤服薬者や頻回受診者の中には体調不良による不安を抱えている者がいる可能性があるため、適正服薬・適正受診指導と共に心理面の傾聴を行い、必要により保健課へつなぐ等リスクの軽減にも寄与し得る。	●			●		●	
12		介護保険係	介護保険認定調査	随時	▼介護は当人や家族にとっての負担が大きく、最悪の場合、心中や殺人へとつながる危険もある。自殺リスクの高い住民との接触機会として認識する。 ▼相談を通じて当人や家族の負担軽減を図ることで、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	●			●		●	
13		包括支援係	高齢者への総合相談事業	随時	▼各専門職のスタッフが高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へとつなぐ等の対応を強化することができる。	●		●	●		●	
14			地域包括ケアシステムの構築	随時	▼高齢者の生活環境を守るための支援をすることで、間接的な生きることへの包括的支援へつながり得る。	●			●		●	
15			ひとり暮らし等施策	随時	▼地域の民生委員が、高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へとつなぐ等の対応を強化することができる。	●			●		●	
16			緊急通報装置設置事業	随時	▼手続きの中で当人や家族等との接触の機会があり、問題状況等の聞き取りができれば、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる接点ともなり得る。	●			●		●	
17			タクシー券交付	随時	▼僻地に暮らす高齢者等の外出の機会を確保することで、間接的な生きることへの包括的支援へつながり得る。				●		●	
18			生活支援体制整備事業	随時	▼高齢者の生活を支えるために地域の支え合いを推進することで、他者と関わりを通じて、生きがいを生み間接的に生きることへの包括的支援へつながり得る。	●			●		●	
19			地域リハビリテーション活動支援事業	随時	▼高齢者の身体機能を向上させ介護予防を図ることで、間接的な生きることへの包括的支援へつながり得る。				●		●	
20			住民主体型介護予防教室	月2回程度	▼地域で介護予防を実践することにより、仲間づくりや健康づくりになり、間接的な生きることへの包括的支援につながる。				●		●	
21			介護予防普及啓発事業	随時	▼高齢者の社会参加を促し、身体・認知機能を維持向上させることは、間接的な生きることへの包括的支援へつながり得る。			●	●		●	
22			介護予防サポーター養成講座	年1回	▼要介護状態は当人にも家族にも負担が大きく、介護の中で共倒れとなったり心中が発生する危険がある。 ▼地域で介護予防を実践することにより、要介護になることを予防したり、地域における気づき役となる担い手を拡充することにつながり得る。	●	●				●	
23			介護者のつどい	年2回程度	▼介護者の気分転換を図ることで日頃の苦労が軽減し、間接的な生きることへの包括的支援へつながり得る。	●			●		●	
24			養護老人ホームへの入所	随時	▼対象高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、身体や生命の危機となるような状態に対して早期の対応を行う。関係者と情報を共有し適切な支援や機関へとつなぐ等の対応をする。				●		●	
25			地域ケア会議	随時	▼各専門職のスタッフが高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へとつなぐ等の対応を強化することができる。	●			●		●	

生きる支援関連施策事業一覧

番号	担当課	担当係	事業名 (新規事業には事業名の頭に○をつけてください)	実施時期	自殺対策の視点を加えた事業案	1	2	3	4	5	6	7
						ネット強化	人材育成	啓発と周知	（居場所・仲間） 生きる支援	子ども、若者、妊産婦・子育て世代対策	高齢者	無職・失業者等生活困窮者
26	福祉課	包括支援係	認知症サポーター養成講座	随時	▼認知症の家族にかかる負担は大きく、介護の中で共倒れとなったり心中が発生する危険がある。 ▼地域全体の気づきの力を高めていくことにより、地域における気づき役となる担い手を拡充することにつながり得る。	●	●	●			●	
27			オレンジサポーター人材育成	随時	▼地域における気づき役となる担い手が活動することにより、当人が暮らしやすくなったり家族が心理的に楽になったりすることで、間接的な生きることへの包括的支援へつながり得る。	●	●				●	
28			認知症カフェ	年2回程度	▼地域全体の認知症への理解や支え合う力を高めることにより、暮らしやすくなることで、間接的な生きることへの包括的支援へつながり得る。	●		●	●		●	
29			高齢者虐待対応	随時	▼対象高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、関係者と情報を共有し適切な機関へとつなぐ等の孤立防止への対応をする。				●		●	
30			在宅医療連携推進事業	定例会議は月1回 研修会は年4回程度 住民向け講演会は年2回	▼高齢者の生活環境を守るための支援をすることで、間接的な生きることへの包括的支援へつながり得る。	●			●		●	
31		福祉係	民生・児童委員事務	随時	▼民生・児童委員に対し、ゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、支援対象高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へとつなぐ等の対応を強化することができる。	●	●	●		●	●	
32			福祉総合相談	随時	▼相談対応にあたる職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、必要時には適切な機関へつなぐ等の対応について理解を深めてもらい、自殺リスクを抱えた人の把握、支援を拡充していくことができる。	●	●	●	●			
33			障害福祉計画策定・管理事業	随時	▼「こころの健康・休養」についての内容を盛り込んでいるため、自殺対策に関する機能をもたせたい。	●						
34			日中一時支援事業	随時	▼ショートステイの機会を活用し、障害者（児）の状態把握を行うことで、虐待等の危険を早期に発見するための機会ともなり得る。それは自殺リスクへの早期対応にもつながりうる。 ▼介護の負担を軽減するという意味で、支援者（介護者）への支援としても位置付け得る。				●	●		
35			難病患者見舞金	年1回	▼支給に際して、当事者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。				●			
36			障害児支援に関する事務	随時	▼障害児を抱えた保護者への相談支援の提供は、保護者に過度な負担が掛かるのを防ぎ、結果として保護者の自殺リスクの軽減にも寄与し得る。			●	●			
37			訓練等給付に関する事務	随時	▼支給に際して、当事者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。				●			
38			障害者差別解消推進事業	随時	▼相談対応にあたる職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、必要時には適切な機関へつなぐ等の対応について理解を深めてもらい、自殺リスクを抱えた人の把握、支援を拡充していくことができる。				●			
39			地域自立支援協議会の開催	随時	▼医療や福祉等の各種支援機関の間に構築されたネットワークは、自殺対策（生きることの包括的支援）を展開する上での基盤ともなり得る。	●						
40			障害者虐待の対応	随時	▼虐待への対応を糸口に、当人や家族等、擁護者を支援していくことで、背後にある様々な問題をも察知し、適切な支援先へとつなぐ接点になり得る。				●			
41			障害者相談支援センター事業	随時	▼センターで相談対応にあたる職員に、ゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺対策の視点についても理解してもらい、問題を抱えている場合には適切な窓口へつなぐ等、職員の相談対応の強化につながり得る。	●	●		●			
42			手話通訳者等派遣事業	随時	▼通訳者や奉仕員等の支援員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、対象者の抱える自殺リスクに早期に気づき、必要時には適切な機関へつなぐ等、支援員が気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	●	●		●			
43			発達障害の相談事業	随時	▼申請に対して、保護者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。				●	●		
44			生活保護相談	随時	▼経済的困難を抱えている家庭の場合、家庭内に様々な問題を抱えている可能性がある。 ▼問題を抱えて生活難に陥っている家庭に対し、他機関へつなぐ等の対応や相談先の情報提供することによって、相談者に社会と繋がっている安心感を持たせる。				●			●
45			保育の実施	随時	▼申請に対して、保護者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。				●	●		
46			児童扶養手当支給事務	随時	▼受付に際して、当事者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。				●	●		
47			配偶者暴力防止に関する相談	随時	▼配偶者やパートナーから暴力を受けるという経験は、自殺のリスクを上昇させかねない。 ▼相談の機会を提供することで、自殺リスクの軽減に寄与し得る。				●			

生きる支援関連施策事業一覧

番号	担当課	担当係	事業名 (新規事業には事業名の頭に○をつけてください)	実施時期	自殺対策の視点を加えた事業案	1 ネットワー 強化	2 人材育成	3 啓発と周知	4 （居場所・仲間 づくり）	5 世代対策 （生きる支援）	6 子ども、若者、 妊産婦・子育て 世代	7 高齢者	無職・失業者等 生活困窮者等
48	保健課	保健予防係	健康増進計画推進事業	通年	▼「こころの健康・休養」についての内容を盛り込んでいるため、自殺対策行動計画との整合性を図り実行できる。	●		●					
49			健康づくり推進協議会	年1回	▼会議の開催をつうじて、自殺対策の情報共有や関係者同士の連携を深めることにより、問題啓発と研修機会となり得る。	●	●	●					
50			保健推進員	会議年4回×4会場	▼地域住民と接する機会の多い保健推進員にゲートキーパー養成研修を実施することで、問題の早期発見につながり、関係機関へつないでもらうことができる	●	●	●					
51			健康相談	年12回、随時	▼相談者の中で、自殺リスクが高いものに対して、必要な助言や適切な支援へつなぐ等の対応を行うことができれば、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。			●	●	●	●	●	
52			健康ダイヤル24	24時間年中無休	▼相談者の中で、自殺リスクが高いものに対して、必要な助言や適切な支援へつなぐ等の対応を行うことができれば、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。			●	●	●	●	●	
53			性的少数者支援	年1回	▼LGBT等、性的少数者に対する正しい理解と認識を広めるための啓発活動を行う。			●		●			
54			母子健康手帳交付等	随時	▼本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。			●		●			●
55			産後ケア事業	随時	▼産後は育児への不安等から、うつリスクを抱える危険がある。 ▼出産直後の早期段階から専門家が関与し、必要な助言・指導等を提供することで、そうしたリスクの軽減を図るとともに、退院後も他の専門機関と連携して支援を継続することができれば、自殺リスクの軽減にもつながり得る。				●	●			
56			パパママ相談	年6回	▼産後は育児への不安等から、うつリスクを抱える危険がある。 ▼出産直後の早期段階から専門家が関与し、必要な助言・指導等を提供することで、そうしたリスクの軽減を図るとともに、退院後も他の専門機関と連携して支援を継続することができれば、自殺リスクの軽減にもつながり得る。				●	●			
57			新生児訪問指導	随時	▼本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。			●		●			●
58			乳児健診、幼児健診、5歳児健診	乳幼児健診：年12回、5歳健診各園1回年中児	▼本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	●		●		●			
59			不妊・不育治療費助成	随時	▼不妊治療は経済的負担、精神的負担、職場への気兼ね・仕事のやりくり等悩みが多いと考えられる。 ▼助成の相談や申請の機会は、自殺のリスクが高い層との接触の機会として活用し得る。				●	●			●
60			養育医療	随時	▼未熟児の育児には精神的負担、育児技術の負担が多いと考えられる。 ▼助成の相談や申請の機会は、自殺のリスクが高い層との接触の機会として活用し得る。				●	●			
61			保健指導	随時	▼面接の機会に健康問題や精神面で不安や悩みに対する相談を行い、自殺リスク減少を図る。			●					
62			こころの相談	年6回	▼精神科医師が希望者の相談に乗ることで、自殺リスク減少を図る。			●	●	●	●	●	●
63			家庭訪問	随時	▼本人や家族と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。			●	●	●	●	●	●
64			地区組織支援	随時	▼地域の集い場が、リスクを抱え込む可能性のある方たちの居場所としての機能をもっているのであれば、それ自体が間接的な自殺対策（生きることの促進要因への支援）にもなり得る。 ▼リスクを抱えた方を把握して、必要な支援につないでいくための接点となり得る。▼会員へ啓発することにより、自殺対策の担い手を拡充することにつながり得る。	●	●	●	●		●		
65			栄養改善・食育推進事業	随時	▼食生活に問題があり、生活習慣病等に罹患する人の中には、生活苦や身近な支援者の不在など、日常生活上の苦難を抱えている可能性がある。 ▼本人や家族と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●		●		●	●	●	●
66	保健推進係 環境係	带状疱疹ワクチン接種助成事業	随時	▼带状疱疹の合併症として知られる带状疱疹後神経痛は強い痛みが長期間続くため、自殺リスクが高くなる恐れがある。 ▼接種費用の助成によりワクチン接種を促進することで、带状疱疹の発症予防及び神経痛を減少させ自殺リスクの軽減になり得る。							●		
67		生活環境保全	随時	▼ゴミや猫の多頭飼育等で近所から苦情の出る人の中には、生活能力の不足や支援者の不在など、日常生活上の苦難を抱えている可能性がある。 ▼本人や家族と対面で応対する機会を活用することで、他機関へつなぐ等の対応や相談先の情報提供ができる。				●				●	
68	商工観光課	商工観光係	起業支援	随時	▼就労することに困難を抱えている人は、生活の問題やその他複合的な問題も抱え、自殺リスクが高まる場合もある。 ▼必要に応じて、本事業における就労支援と自殺対策事業とを連動、連携させることにより、有効な自殺対策（生きることの包括的支援）にもなり得る。				●			●	
69			小口資金融資	随時	▼融資の機会を通じて、企業の経営状況を把握するとともに、経営難に陥り自殺のリスクの高まっている経営者の情報をキャッチし、適切な支援先へつなげる等の機能を果たし得る。	●							●

生きる支援関連施策事業一覧

番号	担当課	担当係	事業名 (新規事業には事業名の 頭に○をつけてください)	実施時期	自殺対策の視点を加えた事業案	1	2	3	4	5	6	7
						ネット 強化	人材 育成	啓 発と 周知	生 き る 支 援 (居場所・仲 間づくり)	妊 産 婦・子 育 て の 支 援	高 齢 者	無 職・失 業 者 等
70	建設水道課	庶務係	水道料金納入相談	随時	▼経済的困難を抱えている家庭の場合、家庭内に様々な問題を抱えている可能性がある。 ▼問題を抱えて生活難に陥っている家庭に対し、他機関へつなぐ等の対応や相談先の情報提供ができる。	●						●
71	建設水道課	管理係	町営住宅使用料納入相談	随時	▼経済的困難を抱えている家庭の場合、家庭内に様々な問題を抱えている可能性がある。 ▼問題を抱えて生活難に陥っている家庭に対し、他機関へつなぐ等の対応や相談先の情報提供ができる。	●						●
72		建設係	道路・橋梁及び河川維持管理事業	随時	▼パトロールや苦情対応等において、気になる人を把握したり、ハイリスク者を把握する機会となり得る。	●						
73	教育課	学校教育係	健康管理	随時	▼身体、精神の健康課題を早期発見することで、他機関へつなぐ等の対応や相談先の情報提供ができる。					●		
74			児童生徒関係保険加入	随時	▼事故発生の原因によっては、危険個所の発見、いじめの発見につながり、問題対応への接点になり得る。					●		
75			扶助費	随時	▼経済的困難を抱えている家庭の場合、家庭内に様々な問題を抱えている可能性がある。 ▼問題を抱えて生活難に陥っている家庭に対し、他機関へつなぐ等の対応や相談先の情報提供ができる。					●		●
76			教育大綱、教育行政方針策定	随時	▼「生命の尊重」「いじめ防止」等を重点施策に盛り込んでいるため、子ども・若者の自殺対策に関する内容を反映させられる可能性がある。	●				●		
77			就学支援委員会	随時	▼特別な支援を要する児童生徒は、学校生活上で様々な困難を抱える可能性が想定される。各々の状況に応じた支援を関係機関が連携し、その保護者の相談にも応じることで、児童生徒の困難の軽減や保護者の負担感の軽減にも寄与し得る。	●				●		
78			こころの相談員	2回/週	▼不登校・不適応の子どもは自身のみならず、その家庭も悩み、または様々な問題や自殺リスクを抱えている可能性もある。 ▼こころの相談員と連携することで、児童生徒の家庭の状況にも配慮しながら、連携して問題解決へとつなげることが可能になり得る。				●	●		
79			しもにた相談ルーム	随時	▼悩みを持つ子どもたちや保護者の相談を受けることで、悩みを軽減し自殺のリスクを減少し得る				●	●		
80			スクールカウンセラー	12回/年	▼こころの相談員と同様、支援の幅を持たせてより相談しやすい環境を作る				●	●		
81			学校施設・通学路の安全点検	随時	▼自殺事案発生の可能性等がないか状況確認を行うことにより、事案発生を防ぐ手立てを取り得る。	●				●		
82		公民館	図書室業務 成人講座等の開催	随時	▼図書室利用者と対面で接する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。 ▼図書を活用した自殺予防啓発が実施できる。 ▼活動や生活の質の向上教室を期する講座を通じて、社会的交流や仲間・生きがい作りの場を提供し自殺予防啓発になり得る。	●		●	●	●	●	●
83	社会福祉協議会		心配ごと相談	1回/月	▼日常生活上あらゆる悩みの相談に応じ、問題が解決されるよう適切な助言や援助を行うことができれば、自殺リスクの軽減にもつながり得る。				●	●	●	●
84			生活福祉金貸付事業	随時	▼低所得者、障害者又は高齢者の世帯の人たちに資金の貸し付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立・生活意欲の助長促進・社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるように支援することができれば、自殺リスクの軽減にもつながり得る。				●	●	●	●
85			緊急食糧提供事業	随時	▼生活困窮者の自立の促進を図り、安定した生活を送れるように支援することができれば、自殺リスクの軽減にもつながり得る。				●	●	●	●
86			生活困窮者自立支援事業	随時	▼就労するための支援制度、お金や住まいに関する支援制度や支援機関の紹介、情報提供、同行、手続き申請の支援等を行うことができれば、自殺リスクの軽減にもつながり得る。				●	●		●
87			ひきこもりサロン	1回/月	▼ひきこもりや日々の生活でお悩みのご本人とご家族同士が交流でき、自由に過ごしていただきながら心身のリフレッシュや情報交換、一歩踏み出すことを目的とした居場所として事業を行い、適切な助言や援助を行うことができれば、自殺リスクの軽減にもつながり得る。				●	●		●
88			シルバー人材センター事業	随時	▼高齢者福祉の増進を図るとともに、高齢者の賃金収入を得る機会を提供ができれば、自殺リスクの軽減にもつながり得る。				●		●	●

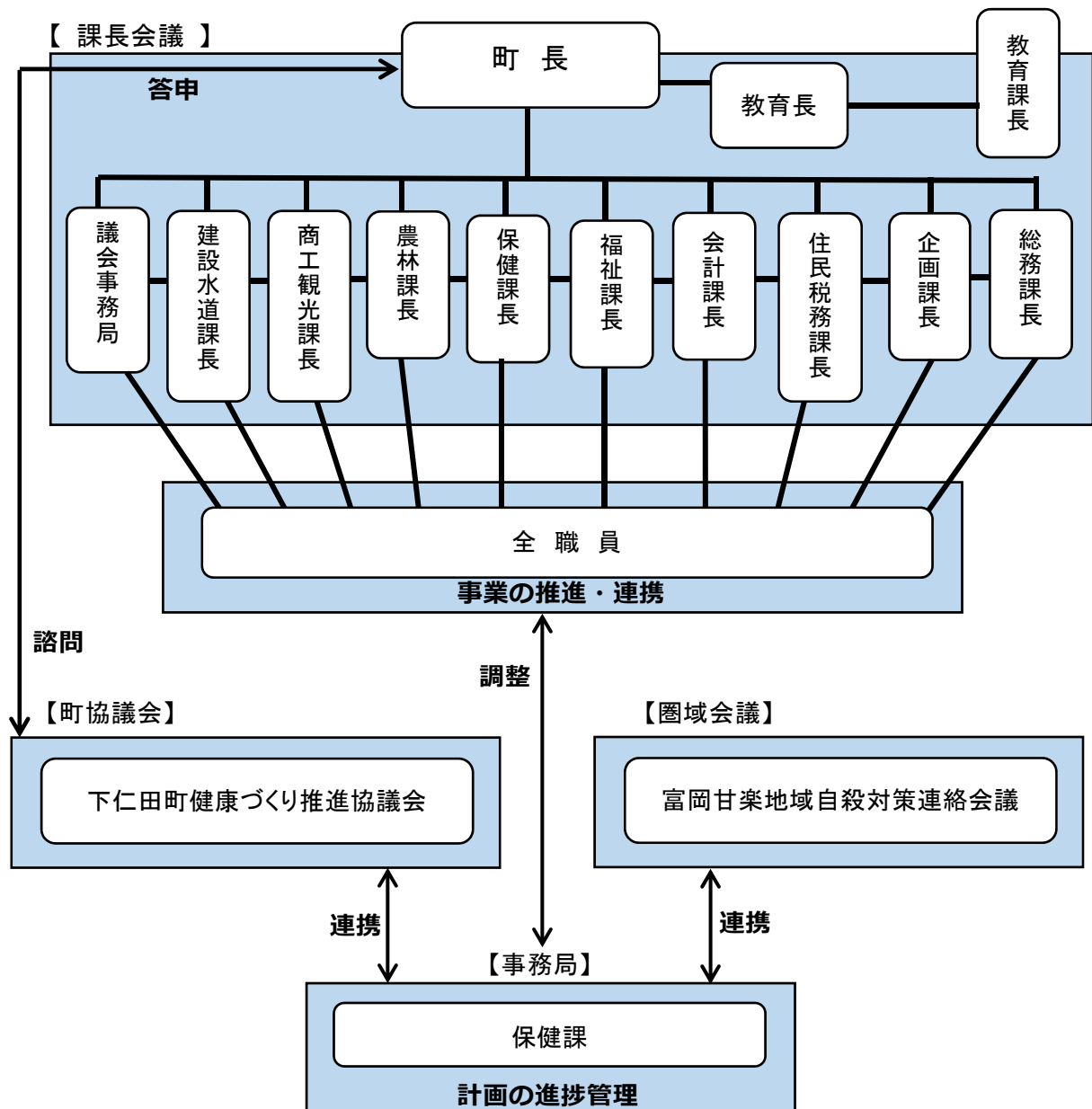
IV 自殺対策の推進体制等

Ⅳ 自殺対策の推進体制等

Ⅳ-1) 自殺対策組織の関係図

自殺対策について庁内関係部署の緊密な連携と協力により、自殺対策を推進します。

また、関係機関や民間団体等で構成する下仁田町健康づくり推進協議会において、関係機関等との連携を強化し、地域全体での取組みを推進します。



IV-2) 推進協議会・連絡会議

【下仁田町健康づくり推進協議会委員】

富岡保健福祉事務所医監
国保運営協議会長
社会福祉協議会長
民生委員協議会長
区長会長
保健推進員協議会長
老人クラブ連合会長
食生活改善推進協議会長
体育協会長
商工会長
商工会工業クラブ会長
下仁田厚生病院長
町内歯科医師代表
学校長会長
学校養護教諭代表

【富岡甘楽地域自殺対策連絡会議構成機関】

各教育委員会
商工会議所
警察署
広域消防本部
医師会
看護協会地区支部
薬剤師会
司法書士会
各民生児童委員協議会
各社会福祉協議会
各保健福祉担当課
保健福祉事務所（事務局）

V-3) 自殺対策の担当課

保健課 保健予防係

〒370-2601 群馬県 甘楽郡 下仁田町大字下仁田 111 番地 2（下仁田町保健センター内）

TEL 0274 - 82 - 5490 ／ FAX 0274 - 70 - 3013

V 參考資料

V 参考資料

V—1 自殺対策基本法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（関係者の連携協力）

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（名誉及び生活の平穏への配慮）

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

（法制上の措置等）

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

（自殺総合対策大綱）

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

（都道府県自殺対策計画等）

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

（調査研究等の推進及び体制の整備）

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（人材の確保等）

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

V 参考資料

（自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

（設置及び所掌事務）

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

（会議の組織等）

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（必要な組織の整備）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二七年九月一一日法律第六六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

（自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二八年三月三〇日法律第一一号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

V 参考資料

V-1 自殺総合対策大綱（概要）

「自殺総合対策大綱」の概要	
※赤字は旧大綱からの主な変更箇所	
第1 自殺総合対策の基本理念 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す	第4 自殺総合対策における当面の重点施策 →重点施策の拡充内容については、P.3・4 1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する 2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す 3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する 4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る 5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する 6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする 7. 社会全体の自殺リスクを低下させる 8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ 9. 遺された人への支援を充実する 10. 民間団体との連携を強化する 11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する 12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する 13. 女性の自殺対策を更に推進する(新)
第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識 ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている ✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進(新) ・自殺への影響について情報収集・分析 ・ICT活用を推進 ・女性、無業者、非正規雇用労働者、ひとり親、フリーランス、児童生徒への影響も踏まえた対策 ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する	第5 自殺対策の数値目標 ✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。 ※旧大綱の数値目標を継続（平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下）※令和2年：16.4
第3 自殺総合対策の基本方針 1. 生きることの包括的な支援として推進する ・自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持つ旨を明確化 2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む ・こども家庭庁(令和5年4月に設立予定)、孤独・孤立対策等との連携 3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる 4. 実践と啓発を両輪として推進する 5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する ・地域の支援機関のネットワーク化を推進し必要な情報を共有する地域プラットフォームづくりを支援 6. 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する(新) ・自殺者、自殺未遂者、親族等への配慮	第6 推進体制等 1. 国における推進体制 ・指定調査研究等法人（いのちを支える自殺対策推進センター）が、エビデンスに基づく政策支援、地域が実情に応じて取り組むための人材育成等を推進 2. 地域における計画的な自殺対策の推進 ・地域自殺対策計画の策定・見直し等への支援 3. 施策の評価及び管理 4. 大綱の見直し ・社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年を目途に見直しを行う

〔資料〕厚生労働省自殺対策大綱

「自殺総合対策大綱」 ＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する ■ 地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成 ■ 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援 ■ 地域自殺対策推進センターへの支援 ・地域自殺対策推進センター長の設置の支援 ・全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援 ■ 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進	2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す ■ 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施 ■ 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施 ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進 ■ 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発 ・「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の普及 ・メンタルヘルスの正しい知識の普及促進	3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する ■ 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用 ・相談機関等に集約される情報の活用検討 ■ 子ども・若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との連動 ・自殺等の事案について詳細な調査・分析 ・予防のための子どもの死に検証(CDR: Child Death Review)の推進 ・若者、女性及び性的マイノリティの生きづらさ等に関する支援一体系の実態把握 ■ コロナ禍における自殺等の調査 ■ うつ病等の精神疾患の病態解明等につながる学際的研究	4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る ■ 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進 ■ 連携調整を担う人材の養成 ■ かかりつけ医、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上 ■ 教職員に対する普及啓発 ■ 介護支援専門員等への研修 ■ ゲートキーパーの養成 ・若者を含めたゲートキーパー養成 ■ 自殺対策従事者への心のケア ・スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等を支援 ■ 家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する ■ 職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・パワーハラスメント対策の推進、SNS相談の実施 ■ 地域における心の健康づくり推進体制の整備 ■ 学校における心の健康づくり推進体制の整備 ■ 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進	6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする ■ 精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置 ■ 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等 ・自殺の危険性の高い人を早期に発見し確実に精神科医療につなげるよう体制の充実 ■ 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備 ・子どもの心の診療体制の整備 ■ うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる ■ 相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化 ■ ICT（インターネット・SNS等）活用 ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進。 ■ インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化 ・自殺の誘引・勧誘等情報についての必要な自殺防止措置・サイバーパトロールによる取組を推進 ・特定個人を誹謗中傷する書き込みの速やかな削除の支援や人権相談等を実施 ■ ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援 ■ 性的マイノリティの方等に対する支援の充実 ■ 関係機関等の連携に必要な情報共有 ■ 自殺対策に資する居場所づくりの推進 ・オンラインでの取組も含めて孤立を防ぐための居場所づくり等を推進 ■ 報道機関に対するWHOガイドライン等の周知 ■ 自殺対策に関する国際協力の推進	

「自殺総合対策大綱」 ＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ ■ 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備 ■ 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実 ■ 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化 ・自殺未遂者を退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制の整備 ・自殺未遂者から得られた実態を分析し、匿名でのデータベース化を推進 ■ 居場所づくりとの連動による支援 ■ 家族等の身近な支援者に対する支援 ・傾聴スキルを学ぶ動画等の作成・啓発 ■ 学校、職場等での事後対応の促進	9. 過された人への支援を充実する ■ 遺族の自助グループ等の運営支援 ■ 学校、職場等での事後対応の促進 ・学校、職場、公的機関における遺族等に寄り添った事後対応等の促進 ■ 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等 ・遺族等が直面する行政上の諸手続や法的問題等への支援の推進 ■ 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上 ■ 遺児等への支援 ・ヤングケアラーとなっている遺児の支援強化	10. 民間団体との連携を強化する ■ 民間団体の人材育成に対する支援 ■ 地域における連携体制の確立 ■ 民間団体の相談事業に対する支援 ・多様な相談ニーズに対応するため、SNS等を活用した相談事業支援を拡充 ■ 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する ■ いじめを苦にした子どもの自殺の予防 ■ 学生・生徒への支援充実 ・長期休業の前後の時期における自殺予防を推進 ・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を推進 ・学校、地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることのできる仕組みや緊急対応時の教職員等が迅速に相談を行える体制の構築 ・不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所等の確保 ■ SOSの出し方に関する教育の推進 ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進 ・子どもがSOSを出しやすい環境を整え、大人が子どものSOSを受け止められる体制を構築 ■ 子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実 ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進 ■ 知人等への支援 ・ゲートキーパー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり ■ 子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備 ・子ども家庭庁と連携し、体制整備を検討	12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する ■ 長時間労働の是正 ・勤務時間管理の徹底及び長時間労働の是正の推進 ・勤務時間インターバル制度の導入促進 ・コロナ禍で進んだテレワークを含め、職場のメンタルヘルス対策の推進 ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止対策を推進 ・副業・兼業への対応 ■ 職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ■ ハラスメント防止対策 ・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止	13. 女性の自殺対策を更に推進する (新設) ■ 妊産婦への支援の充実 ・予期せぬ妊娠等により身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等について性と健康の相談センター事業等による支援を推進 ■ コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援 ・子育て中の女性等を対象にきめ細かな就労支援 ・配偶者等からの暴力の相談体制の整備を進める等、被害者支援の更なる充実 ・様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援 ■ 困難な問題を抱える女性への支援

〔資料〕 厚生労働省自殺対策大綱